

社会保険ひろしま

第882号

- 【ご案内】 年金手帳が廃止となり、令和4年4月から基礎年金番号通知書を交付いたします
- 【ご案内】 短時間労働者の適用拡大にかかる専門家派遣の希望を受け付けています
- 【ご案内】 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者収入確認の特例が延長となりました
- 【制度改正】 在職による老齢厚生年金の支給が停止される基準の見直し
- 【ご案内】 電子申請がさらにつかひやすく。ぜひご利用を！
- 年金だより
- 広島支部の健康保険料率は変更となります
- 令和4年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険額表

2
2022
令和4年

職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和3年12月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		57,703	57,128
船舶所有者数		266	343
被保険者数	男性	508,044人	386,305人
	女性	322,959人	267,365人
	船員	3,149人	3,218人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 年金手帳が廃止となり、令和4年4月から基礎年金番号通知書を交付いたします

法律改正により年金手帳が廃止となることにともない、令和4年4月1日より次のとおり手続き等が変更となります。

1. 次の方には、年金手帳に替えて「基礎年金番号通知書」を交付いたします。

- ・新たに年金制度に加入する方
- ・年金手帳の紛失等により基礎年金番号が確認できる書類の再発行を希望する方

なお、国内に居住する被保険者の方は、原則、被保険者本人の住所あてに送付いたします。ただし、被保険者が海外居住である場合や被保険者本人あてに届かない場合は、勤務先の事業所様に送付することもありますので、本人へ交付していただくようお願いします。

2. 社会保険加入時の事業主への年金手帳等の提出

令和4年4月1日以降に従業員の採用などにより資格取得の手続きを行う場合、個人番号(マイナンバー)による届出であれば、被保険者本人の年金手帳または基礎年金番号通知書の確認は不要です。

※ 既に年金手帳をお持ちの方は、引き続き、年金手帳を大切に保管いただくようお願いします。

ご案内 短時間労働者の適用拡大にかかる専門家派遣の希望を受け付けています

令和4年10月から、被保険者が常時100人を超える企業の法人事業所と個人事業所が、短時間労働者の適用拡大の対象事業所となります。

制度改正の内容や、厚生年金保険・健康保険加入のメリットについて、事業主様から従業員の方に説明していただくことはとても大切です。従業員の方に説明会を行う場合などに、日本年金機構では社会保険労務士等の専門家を無償で派遣する事業を実施しています。専門家の派遣には事前の申し込みが必要となりますので、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

ご案内 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者収入確認の特例が延長となりました

健康保険被扶養者の認定および資格確認において、医療職の方が新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は、年間収入に含めない特例措置が実施されています。

こちらの特例措置期間は令和4年2月まででしたが、**令和4年9月**まで延長となりました。

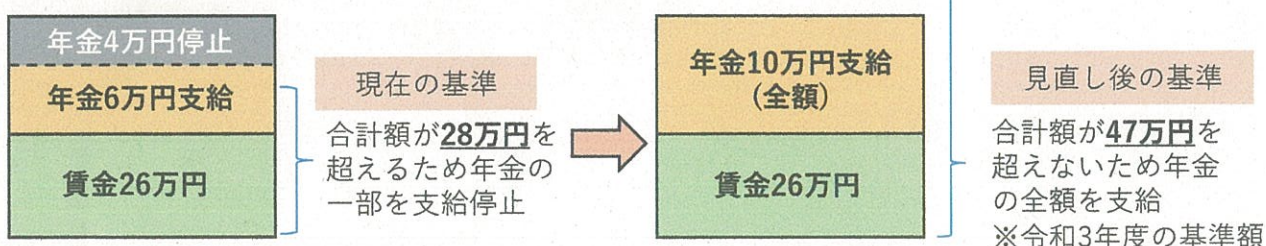
また、上記以外にも、新型コロナウイルス感染症への対応に従事する被保険者が一時的に収入が増加した場合や、国等からの臨時的な給付金や慰労金を受けた場合も、年間収入に含めない取り扱いがあります。詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

制度改正 在職による老齢厚生年金の支給が停止される基準の見直し

老齢厚生年金を受け取られている方が厚生年金保険に加入している場合、年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計額が一定の基準を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されます(在職老齢年金制度)。

令和4年4月から60~64歳の在職老齢年金について、年金の支給が停止される基準の見直しが行われ、65歳以上の在職老齢年金と同じ基準に緩和されます(28万円→47万円)。

[例：年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円、合計額36万円の場合]



令和4年3月末に、一度に電子申請（CSVファイル形式）できる件数の上限を99,999件に拡大します。これにより、DVD等の媒体で提出されていた皆さまも一度で電子申請が可能になります。より使いやすくなった電子申請を、ぜひご利用ください。

あわせてこれに対応した届書作成プログラムも日本年金機構ホームページに公開します。下部のURL・二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。



年金だより

あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で！

「ねんきんネット」は、ご自身の年金に関する情報をパソコンやスマートフォンからいつでもどこでも確認することができるサービスです。

- ◇ご自身の「国民年金の記録」や「お勤めになられた会社の履歴」などを確認できます。
- ◇「年金の受給開始を遅らせた場合」や「働きながら年金を受け取る場合」など、状況にあわせた年金の見込額を試算できます。
- ◇年金振込通知書や年金額改定通知書など、日本年金機構から送付される通知書を確認できます。

◎「ねんきんネット」を利用するには「ご利用登録」が必要です。日本年金機構ホームページから「新規登録」を行うほか、マイナポータルからもログインすることもできます。従業員の皆さまへぜひご周知くださるようお願いいたします。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「ねんきんネット」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

協会けんぽに
ご加入の皆さま

職員の
健康守子です



安心と健康のそばに

協会けんぽ

(全国健康保険協会)

令和4年3月分
(4月納付分)からの
保険料率を
お知らせします

広島支部の 健康保険料率は変更となります

令和4年2月分(3月納付分)まで

10.04%

令和4年3月分(4月納付分)から

10.09%

介護保険料率も変更となります

令和4年2月分(3月納付分)まで

1.80%

令和4年3月分(4月納付分)から

1.64%

- ※健康保険料と介護保険料は、労使折半となります。
- ※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
- ※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- ※任意継続被保険者の方は、令和4年4月分の保険料率から変更となります。

保険料額表は1年間有効になりますので、大切に保存してください。

基本保険料率・特定保険料率とは

健康保険料率10.09%のうち、6.66%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.43%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。

★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

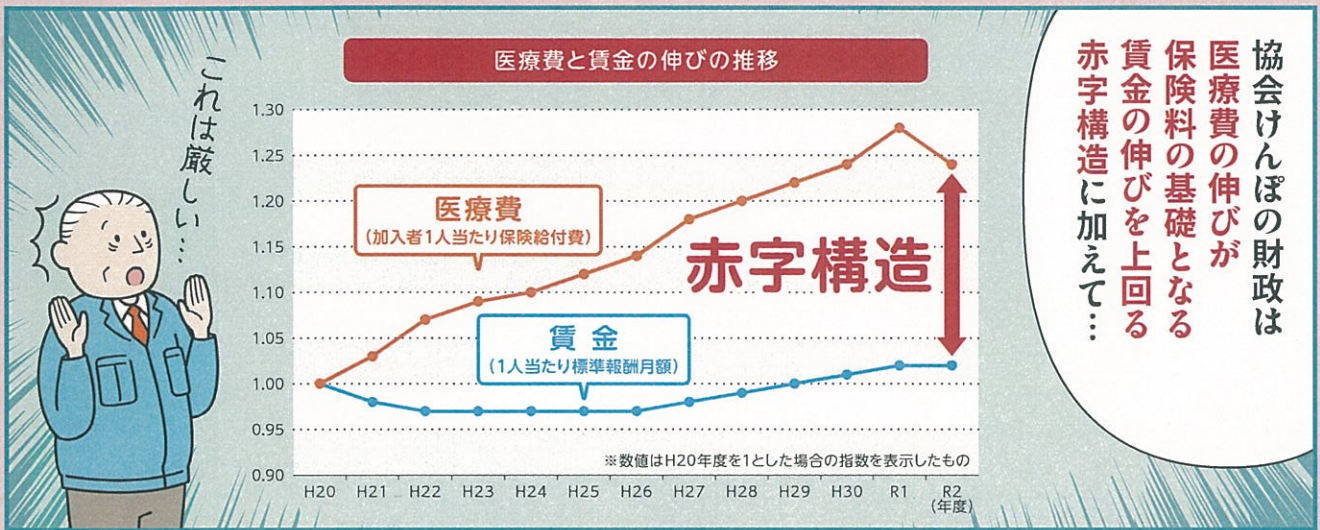
お問い合わせはこちらまで

TEL 082-568-1011 [受付時間] 平日8:30~17:15
(代表)
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

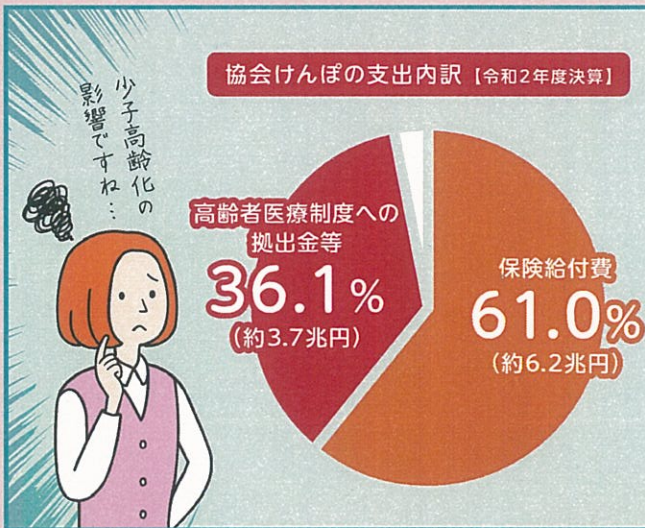
協会けんぽの主な支出である医療費は高齢化に伴い増加傾向が続いています

また、主に中小企業が加入する協会けんぽの保険料収入は景気変動の影響を受けやすいんです

保険料率の案内が来たけど協会けんぽの財政はどうなっているのかしら？



そこで皆さまに知っていただきたいことがあります



各都道府県の保険料率は地域の医療費水準に基づいて算出されます

つまり皆さまの取組で医療費の伸びを抑えることができれば保険料率の伸びを抑えることができるかもしれません！

医療費を抑える取組か！

なるほど！

どんなことをすればいいのかな？

各都道府県の保険料率は地域の医療費水準に基づいて算出されます

年一回の健診で健康状態をチエック!!

ジャン!!

健診を受けることで
病気を早期に発見できたり
生活習慣を改善する
きっかけになります

ぜひ協会けんぽの実施している
生活習慣病予防健診を
ご活用ください

また協会けんぽに
事業者健診の結果をご提供
いただければ
健康づくりのサポートを
より一層進めることが
できますよ!

家族も含めて
健診は必ず
受けないと
いけないですね!!

健診結果を確認し特定保健指導の利用や早期受診で疾病の重症化予防を!!

キラリッ

生活習慣の改善が必要な方は
特定保健指導を受けましょう

保健師・管理栄養士が寄り添い
生活習慣の見直しを
サポートします

ぜひ従業員の皆さまに
特定保健指導をお勧めください!

また健診の結果
医療機関の受診を
勧められた場合には
早期に受診しましょう

疾病の重症化を防ぐ
ことにつながりますよ!

健診の結果を
確認して
行動することが
大事ですね!!

事業主の皆さまと一緒に従業員の健康を守る

ラボヘルス!!

サッ

協会けんぽでは事業所における
従業員の健康状況などを
「事業所カルテ」というカタチで
見える化してお知らせしています

特に事業主の方が
健康づくりに積極的に取り組む
事業所であることを自ら宣言する
「健康宣言」を行っていただく
事業所カルテから
職場が抱える健康課題を抽出し
改善に向けた提案や
支援を行います

従業員の皆さまの
健康を守るために
「健康宣言」
してみませんか?

健康宣言か!

ひとりひとりの
取組が
大きなチカラに
なるといいね!!

あっ、と!!

私はラボヘルスについて
もっと知りたいのだが...

続きはWEBで
お待ちしております

そうなんです!!
これらの取組を
加入者・事業主の
皆さまに
取り組んで
いただくことが
保険料率の伸びを
抑えることに
つながります

医療費を抑えるには
薬をジェネリックにしたり

かかりつけ医を
持つことも大切ですよ

令和4年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和4年3月分～ 適用
 ・介護保険料率:令和4年3月分～ 適用
 ・厚生年金保険料率:平成29年9月分～ 適用
 ・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～ 適用

(広島県)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				10.09%		11.73%		18.300%※	
等級	月額	円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	~	63,000	5,852.2	2,926.1	6,803.4	3,401.7		
2	68,000	63,000	~ 73,000	6,861.2	3,430.6	7,976.4	3,988.2		
3	78,000	73,000	~ 83,000	7,870.2	3,935.1	9,149.4	4,574.7		
4(1)	88,000	83,000	~ 93,000	8,879.2	4,439.6	10,322.4	5,161.2	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	~ 101,000	9,888.2	4,944.1	11,495.4	5,747.7	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	~ 107,000	10,493.6	5,246.8	12,199.2	6,099.6	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	~ 114,000	11,099.0	5,549.5	12,903.0	6,451.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	~ 122,000	11,906.2	5,953.1	13,841.4	6,920.7	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	~ 130,000	12,713.4	6,356.7	14,779.8	7,389.9	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	~ 138,000	13,520.6	6,760.3	15,718.2	7,859.1	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	~ 146,000	14,327.8	7,163.9	16,656.6	8,328.3	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	~ 155,000	15,135.0	7,567.5	17,595.0	8,797.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	~ 165,000	16,144.0	8,072.0	18,768.0	9,384.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	~ 175,000	17,153.0	8,576.5	19,941.0	9,970.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	~ 185,000	18,162.0	9,081.0	21,114.0	10,557.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	~ 195,000	19,171.0	9,585.5	22,287.0	11,143.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	~ 210,000	20,180.0	10,090.0	23,460.0	11,730.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	~ 230,000	22,198.0	11,099.0	25,806.0	12,903.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	~ 250,000	24,216.0	12,108.0	28,152.0	14,076.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	~ 270,000	26,234.0	13,117.0	30,498.0	15,249.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	~ 290,000	28,252.0	14,126.0	32,844.0	16,422.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	~ 310,000	30,270.0	15,135.0	35,190.0	17,595.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	~ 330,000	32,288.0	16,144.0	37,536.0	18,768.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	~ 350,000	34,306.0	17,153.0	39,882.0	19,941.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	~ 370,000	36,324.0	18,162.0	42,228.0	21,114.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	~ 395,000	38,342.0	19,171.0	44,574.0	22,287.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	~ 425,000	41,369.0	20,684.5	48,093.0	24,046.5	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	~ 455,000	44,396.0	22,198.0	51,612.0	25,806.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	~ 485,000	47,423.0	23,711.5	55,131.0	27,565.5	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	~ 515,000	50,450.0	25,225.0	58,650.0	29,325.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	~ 545,000	53,477.0	26,738.5	62,169.0	31,084.5	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	~ 575,000	56,504.0	28,252.0	65,688.0	32,844.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	~ 605,000	59,531.0	29,765.5	69,207.0	34,603.5	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	~ 635,000	62,558.0	31,279.0	72,726.0	36,363.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	~ 665,000	65,585.0	32,792.5	76,245.0	38,122.5	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	~ 695,000	68,612.0	34,306.0	79,764.0	39,882.0		
37	710,000	695,000	~ 730,000	71,639.0	35,819.5	83,283.0	41,641.5		
38	750,000	730,000	~ 770,000	75,675.0	37,837.5	87,975.0	43,987.5		
39	790,000	770,000	~ 810,000	79,711.0	39,855.5	92,667.0	46,333.5		
40	830,000	810,000	~ 855,000	83,747.0	41,873.5	97,359.0	48,679.5		
41	880,000	855,000	~ 905,000	88,792.0	44,396.0	103,224.0	51,612.0		
42	930,000	905,000	~ 955,000	93,837.0	46,918.5	109,089.0	54,544.5		
43	980,000	955,000	~ 1,005,000	98,882.0	49,441.0	114,954.0	57,477.0		
44	1,030,000	1,005,000	~ 1,055,000	103,927.0	51,963.5	120,819.0	60,409.5		
45	1,090,000	1,055,000	~ 1,115,000	109,981.0	54,990.5	127,857.0	63,928.5		
46	1,150,000	1,115,000	~ 1,175,000	116,035.0	58,017.5	134,895.0	67,447.5		
47	1,210,000	1,175,000	~ 1,235,000	122,089.0	61,044.5	141,933.0	70,966.5		
48	1,270,000	1,235,000	~ 1,295,000	128,143.0	64,071.5	148,971.0	74,485.5		
49	1,330,000	1,295,000	~ 1,355,000	134,197.0	67,098.5	156,009.0	78,004.5		
50	1,390,000	1,355,000	~	140,251.0	70,125.5	163,047.0	81,523.5		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.09%)に介護保険料率(1.64%)が加わります。
- ◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- 4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- 35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
- ◆令和4年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
- (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与にかかる保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありません。)この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。